

日本公認会計士協会の公表物（実務指針等）のご使用に当たっては、営利目的の場合は、有料となります。下記の「使用・転載料の計算体系」により、料金を徴収させていただきますので、ご利用の際は、別紙1「転載依頼書」により申請をお願いいたします。

なお、非営利目的で企画された官公庁等公共機関、公益法人等の準公共機関、会員事務所における教育研修活動の資料として使用される場合、あるいは、新聞・雑誌等における公表事実紹介記事の一部として使用される場合には、出典を明示することを条件として、無料といたしますが、「転載依頼書」の提出をお願いいたします。

記

### 《使用・転載料の計算体系》

**基本利用料＋転載・配布料**

#### 1. 基本利用料

会員:2,500 円(税込) 一般:5,000 円(税込) × \_\_\_\_\_ 本 (公表物使用本数)

(注1) 当該公表物1本の基本利用料です。

#### 2. 転載・配布料

##### ① 雑誌及び有料セミナー資料等への転載

[@1×掲載頁数×発行部数(又は配付部数)] + 消費税

##### ② 単行本への転載

$$\left[ \text{印税(1冊当たり)} \times \frac{\text{転載頁数}}{\text{単行本総頁数}} \times \text{発行部数} \right] + \text{消費税}$$

(注2) 印税が存在しない場合は、定価の10%を印税とみなす。

(注2-2) 非売品の場合には、上記①の計算式を適用する。

##### ③ 電子媒体等への転載

$$\left[ \text{売上金額(税抜)} \times \frac{\text{公表物データ量}}{\text{総データ量}} \right] + \text{消費税}$$

(注3) 売上金額については3か月毎に計算する。

(注3-2) データベースに収録し、インターネットを経由したサービスを提供している場合には、当該サービス利用料に契約件数を乗じた額を売上金額として計算する。

### 《申請要領》

- ① 転載依頼書を郵送にて提出(ひな形は、ホームページ <http://www.jicpa.or.jp> からご利用ください。)
- ② 承認後、許可通知の返信 (依頼書受信から許可通知まで2週間程度をみてください。)
- ③ 書籍・雑誌等の転載頁数確定後に別紙2「転載料計算書」を作成し、料金の確定を協会に提出
- ④ 転載料を振込む

《お問合せ》日本公認会計士協会出版局 (電話)03-3515-1124 (E-mail) [svuppan@jicpa.or.jp](mailto:svuppan@jicpa.or.jp)

1 枚目－記入見本・注意事項等

2 枚目－未記入の申請書用紙

## 転載依頼の見本

平成 年 月 日

日本公認会計士協会  
広報担当  
常務理事 林 敬子 殿

××××××× (会社名)

××××××× (代表者名) ⑩

### 公表物転載のお願い

貴会から公表されています、下記の公表物につきまして、

<例示－①> 当社発行の「×××(掲載誌名)」平成××年××月号(平成××年××月××日発行予定)に転載

<例示－②> 平成〇年〇月〇日開催当社主催の「××研修会」(会費 有・無)の資料として使用

<例示－③> 顧客への配付資料として使用

いたしたく、ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

#### 記

会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

「 < 使用公表物名を入れる > 」

以 上

#### <転載依頼の記載上の注意>

- ※ 上記の文はあくまでも文案ですので、使用目的を明確に記載の上、内容は変えていただいて結構です。
- ※ 申請者名は各部門の責任者、例えば部長あるいは課長の役職者で結構です。
- ※ 当協会の実務指針等を使用・転載する場合、JICPA ジャーナルからのコピー使用は、出版社の著作権の問題もありますので原則禁止させていただきます(当協会のオリジナル版をお使いください)。
- ※ 雑誌等への掲載ではなく、セミナー等の資料としてお使いいただく場合は、セミナーに関する詳細(セミナーの名称、開催日、会費の有無等)をお知らせください。

平成 年 月 日

日本公認会計士協会  
広報担当  
常務理事 林 敬子 殿

## 公表物転載のお願い

貴会から公表されています、下記の公表物につきまして、

いたしたく、ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

記

以 上